

令和4年4月から石綿（アスベスト）関連規制が 更に強化され**事前調査結果の報告が義務化！**

●事前調査とは、建築物・工作物の解体・改造・補修を行う前に実施する石綿含有建材の調査です。

✓ 報告対象の工事

- ① **建築物の解体作業**
床面積の合計が **80 m²以上**
- ② **建築物の改造・補修作業、工作物の解体・改造・補修作業**
請負代金の合計額が **100 万円以上**

✓ 報告の方法

- ① 報告には ジービスアイディー **gBizID**（法人・個人事業主向け認証システム）
への**事前登録**が必要（令和4年4月以前でも登録可）



<https://gbiz-id.go.jp>

- ② **元請業者（又は自主施工者）が、原則、電子システム（インターネット）で報告（スマートフォンでも報告可）**

- ・電子システムは令和4年4月1日までに公開される予定
- ・石綿障害予防規則に基づく労働基準監督署への報告を同時に行うことも可能

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



✓ 報告の主な内容

- ① 発注者等の氏名等
- ② 建築物等の概要
- ③ 解体等工事の期間
- ④ 建築材料の種類・石綿含有の有無（無の場合はその根拠） など

**gBizIDに早めに登録の上、
事前調査結果の報告を
よろしくお願いします!!**



©岡山県「ももっち」



くらしき環境キャラクター
「くらいふ」

令和5年10月から石綿（アスベスト）関連規制が更に強化され 事前調査（※1）の実施者が資格者等に限定！

（※1）…建築物の解体・改造・補修に伴うもののみ

✓ 事前調査を行える者

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者
 - ② 一般建築物石綿含有建材調査者
 - ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（※2）
 - ④ 令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録をされている者
- （※2） ③は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部に限り調査可



事前調査自体は
令和5年9月以前も
必要

✓ 石綿含有建材調査者

登録講習機関（※3）の講習を受講・修了する必要があります。

（※3） 講習の詳細や登録講習機関情報は、
厚生労働省のウェブサイトからご確認ください。
最新の登録講習機関情報等は、
岡山労働局健康安全課（TEL：086-225-2013）にお問い合わせください。



資格者の計画的な育成を よろしくお願いします!!



岡山市イメージキャラクター
「ミコロ、ハコロ」

事前調査結果の報告・チラシに関する問い合わせ先

● 岡山県備前県民局地域政策部環境課 管轄区域 玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町	☎ 086-233-9806 〒 700-8604 岡山市北区弓之町 6-1
● 岡山県備中県民局地域政策部環境課 管轄区域 笠岡市、井原市、総社市、高梁市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町	☎ 086-434-7066 〒 710-8530 倉敷市羽島 1083
● 岡山県美作県民局地域政策部環境課 管轄区域 津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町	☎ 0868-23-1227 〒 708-8506 津山市山下 53
● 岡山市環境局環境部環境保全課 管轄区域 岡山市	☎ 086-803-1280 〒 700-8554 岡山市北区大供 1-2-3
● 倉敷市環境リサイクル局環境政策部環境政策課 管轄区域 倉敷市	☎ 086-426-3391 〒 710-8565 倉敷市西中新田 640
● 新見市福祉部生活環境課 管轄区域 新見市	☎ 0867-72-6124 〒 718-8501 新見市新見 310-3

チラシに関する問い合わせ先

● 岡山県環境文化部環境管理課
☎ 086-226-7302 〒 700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6